

平成 30 年度

支給認定申請・保育施設入所のてびき (2, 3 号認定用)

この案内には、支給認定申請や保育施設の入所申込みに関する手順や必要な書類等について重要なことを記載しています。内容をよく読んで申し込んでください。



もくじ	ページ
1. 子ども・子育て支援制度について	1~4
2. 申請から入園までの流れ	5~6
3. 保育料について	7~9
4. 入所後の手続きについて	10
5. 小城市内の保育施設	11~12

○保育料は保護者の市民税額（所得割額）によって決定しますので、市民税の申告をされていない方は申告を済ませてください。（扶養に入っている方も申告は必要です。）

○支給認定の申請や変更等には個人番号の確認が必要となります。

【問い合わせ先】

小城市教育委員会 保育幼稚園課
保育幼稚園係 TEL 37-6109

1. 子ども・子育て支援制度について

①支給認定とは

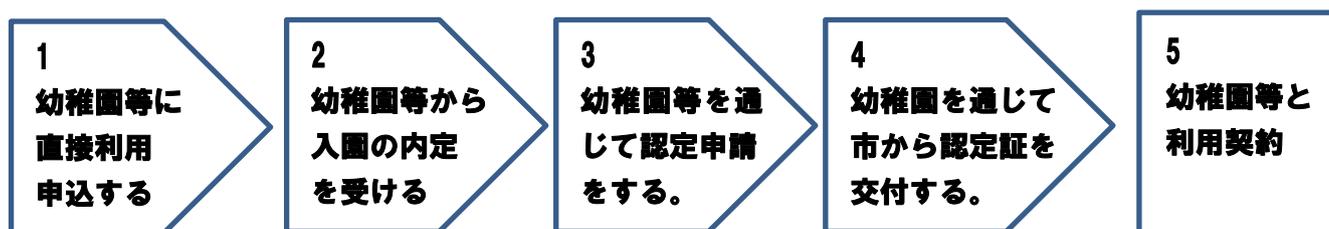
教育・保育施設の利用を希望する場合は、小城市から支給認定を受ける必要があります。支給認定には3種類あり、認定区分によって利用できる施設や申し込み先が異なります。

認定区分	子の対象年齢	対象世帯	利用できる施設・事業				申込先
			幼稚園	認定こども園	保育所	小規模保育施設	
1号認定	満3歳～就学前	保育を必要としない世帯	○	○	×	×	施設
2号認定	満3歳～就学前	保育を必要とする世帯	×	○	○	(注1)	小城市
3号認定	0歳～満3歳未満	保育を必要とする世帯	×	○	○	○	小城市

(注1) 4月1日現在の年齢が2歳の場合、年度途中で満3歳になっても、当該年度は小規模保育施設を利用できます。

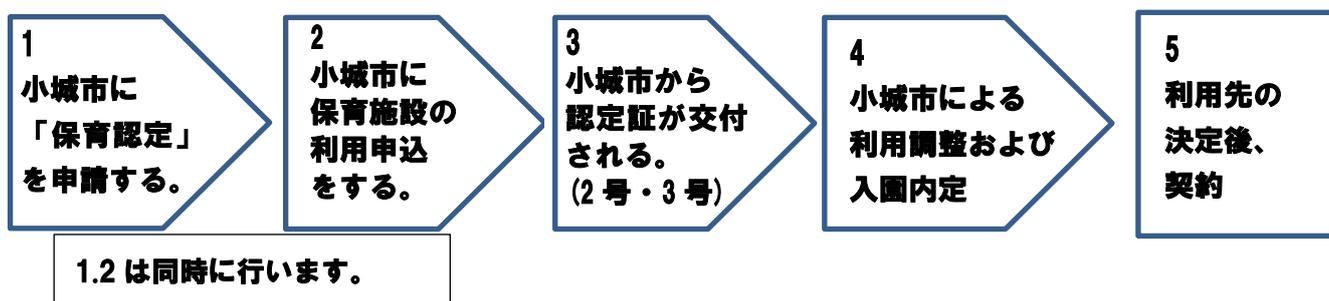
②支給認定別制度利用の流れについて

1号認定（教育認定）



※1号認定を希望される方は、各園を通じて利用申込みを行います。

2号認定・3号認定（保育認定）



※2号認定・3号認定を希望される方は、次ページ以降をお読みになり、保育認定と利用申込みを行ってください。

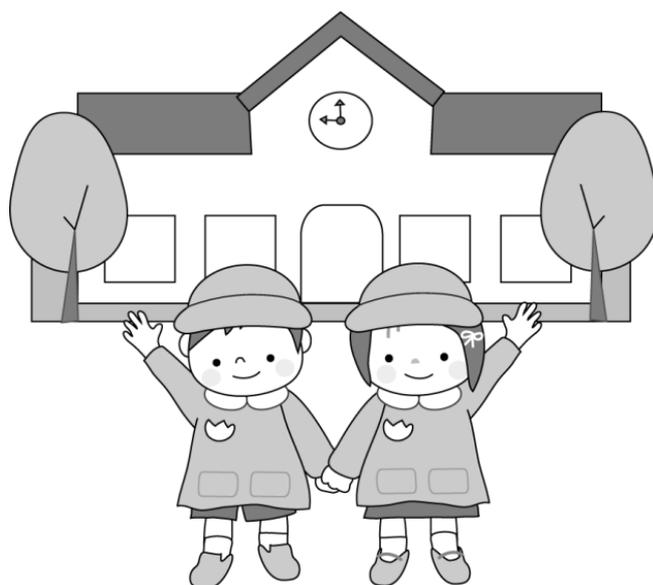
②2号・3号の認定基準と有効期間

2号・3号の認定（保育認定）を受けるためには、保護者（父母等）のいずれもが次のいずれかの理由に該当する場合であって、「保育を必要とする状態であること」が必要となります。

保育が必要な理由	認定の有効期間（保育施設の利用可能期間）
仕事をしている（月60時間以上）	就労継続中の期間
疾病・障がいのため、保育が困難な状態	治療・療養が必要なくなる日の月末まで
同居の親族等の介護・看護をしている	介護・看護が必要なくなる日の月末まで
自宅や近所の火災等の災害復旧にあたっている	災害復旧が完了する日の月末まで
出産準備や出産後の休養が必要である	出産予定日の前後8週を含む月初めから月末まで
仕事を探している	有効期間の開始日から90日を経過する日の月末まで
職業訓練校や専門学校等に通っている	最終通学日の月末まで
虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがある場合	危険性がなくなるまで
その他	市長が必要と認める期間

※子どもの小学校就学までの方が短い場合はその期間

※子どもが満3歳未満の場合、認定の有効期間については上記の表で「小学校就学前まで」とあるのは、「子どもが満3歳に到達する前日まで」となります。この場合、満3歳到達時に、新たな支給認定証を本市より送付します。



③保育必要量（保育施設を利用できる時間）

2号・3号の認定（保育認定）を行う場合、同時に保育必要量の認定を行います。

保育必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があります。

保育標準時間の認定を受けた場合は、1日に最大11時間、保育施設を利用することができます。保育短時間の認定を受けた場合は、1日に最大8時間、保育施設を利用することができます（ただし延長保育を利用する場合はそれ以上利用できます）。

保育必要量は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等によって認定します。

なお保育標準時間と認定される方であっても、保育短時間の認定を希望される場合は、保育短時間として認定します。

【保育必要量の例】

保育必要量	認定例
保育標準時間	<ul style="list-style-type: none"> 両親のいずれもがフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合 (月120時間以上の勤務) 父親が就労し、母親が妊娠・出産により、子どもを保育することができない場合 ひとり親世帯で、保護者がフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合 等
保育短時間	<ul style="list-style-type: none"> 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合又はそれに近い場合 (月60時間以上120時間未満) 両親の1人が就労しているが、1人が求職活動をするにより、子どもを保育することができない場合 両親のいずれかが育児休業期間中である場合 ひとり親世帯で、保護者がパートタイムで就労する場合又はそれに近い場合等

※同居している家族の介護等の理由で、保育を必要とする場合の保育必要量については、個別に各家庭の状況から判断した上で認定します。

利用時間のイメージ

利用時間から外れた時間を利用する場合、または1日に利用できる最大の時間の範囲を超えて利用する場合は、延長保育となります。それぞれの保育施設の標準的な利用時間については、各保育施設にお問い合わせください。

【例】

	7:30	8:00	16:00	18:30	19:00
保育短時間	延長保育	保育短時間利用		延長保育	
保育標準時間	保育標準時間利用				延長保育

④保育年齢区分

入所の調整を行う場合には下記の年齢区分により行います。また、年度の途中で誕生日が来ても年齢区分は変わりません。

【平成30年度年齢区分表】

生年月日	年齢区分
平成24年4月2日生まれ～平成25年4月1日生まれ	5歳児
平成25年4月2日生まれ～平成26年4月1日生まれ	4歳児
平成26年4月2日生まれ～平成27年4月1日生まれ	3歳児
平成27年4月2日生まれ～平成28年4月1日生まれ	2歳児
平成28年4月2日生まれ～平成29年4月1日生まれ	1歳児
平成29年4月2日生まれ～	0歳児

※0歳児の保育は概ね生後6ヶ月からとなります。

⑤利用調整について

小城市内の保育施設については、小城市保育幼稚園課で利用調整を行います。

提出された書類により、小城市の保育利用調整基準をもとに優先順位（点数）を付け、優先度の高いお子さんから順に入所の調整を行います。（先着順や第1希望のみ記載されている方が優先されるということはありません。）

⑥ならし保育について

入所日から概ね10日程度は、施設での生活に慣れるために「ならし保育」が実施されます。「ならし保育」とはお子さんが集団生活に慣れていく状況を見ながら、保育時間を半日程度から徐々に延ばしていくという方法です。お子さんがスムーズに集団生活になじめるようになるために必要なものとなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、「ならし保育」の期間も保育料は通常通りとなりますので、あらかじめご了承ください。

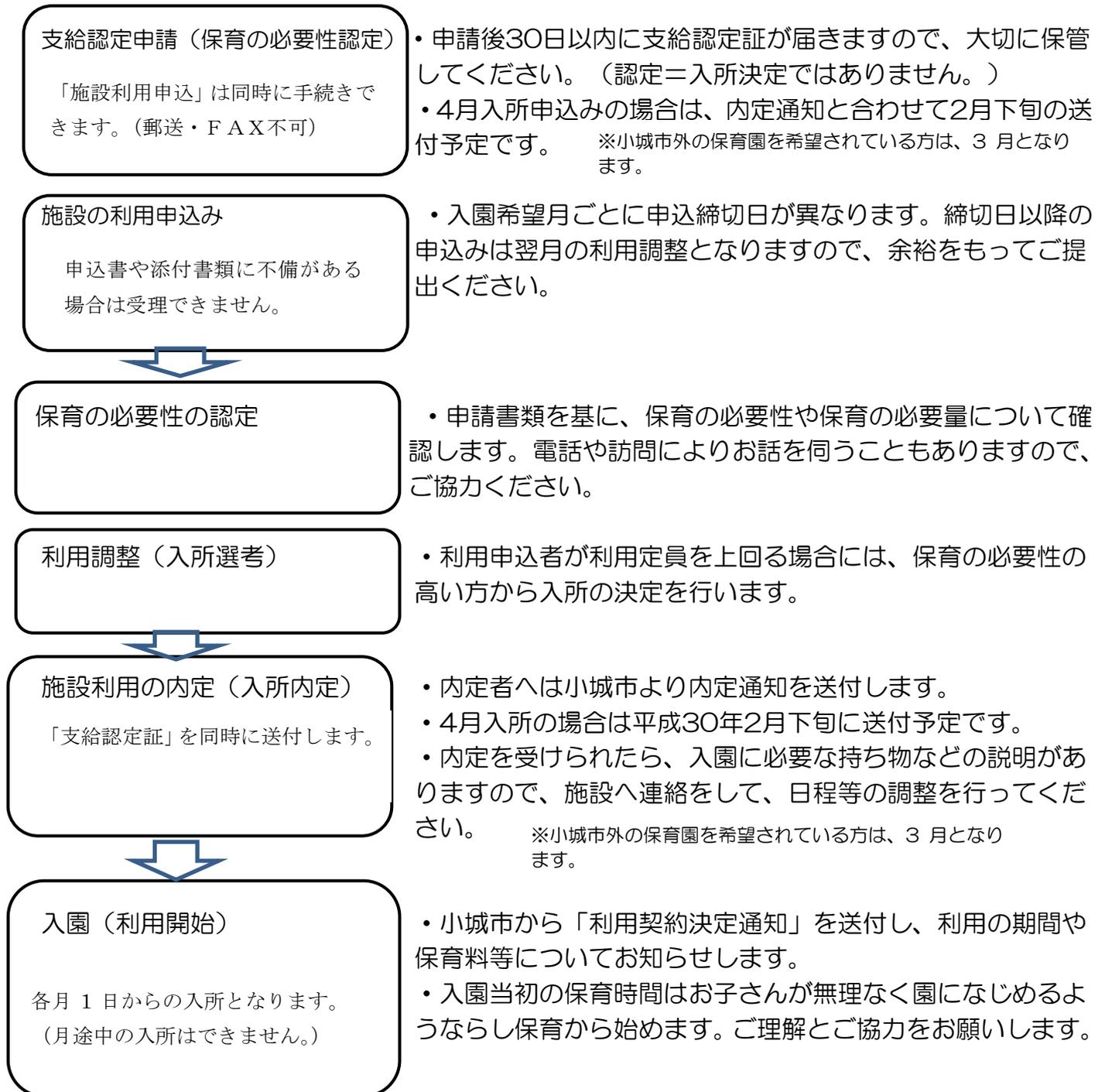
⑦広域保育施設入所について

小城市にお住まいの場合でも小城市外の保育施設を希望することができます。申込先は小城市となります。

保育所入所申込受付後、保育園のある市町村へ保育依頼の協議をする必要がありますので通常の入所決定よりも時間がかかります。また、自治体によっては広域保育の受入条件を設けている場合がありますので、希望どおり入所できない場合があります。入所の申し込み締め切りなどはご自身で当該市町村に事前に確認された上でご提出ください。

2. 保育施設利用のために（申請から入園まで）

① 保育施設入所までの流れ



※入園できなかつたとき

- 利用調整の結果、入園の決定ができなかつた場合には、「保育所入所保留通知書」にてお知らせします。
- 希望園に欠員が生じた場合に、改めて利用調整を行います。
- 申込み内容や希望先の変更等あれば、その都度届出が必要になります。

②支給認定申請書兼施設利用申込書受付期限及び結果通知等発送予定

入所希望月	申請受付期限	結果通知発送予定
4月(第1次)	平成29年12月8日(金)	平成30年2月下旬
4月(第2次)	平成30年2月2日(金)	平成30年3月9日(金)
5月	平成30年4月10日(火)	平成30年4月20日(金)
6月	平成30年5月10日(木)	平成30年5月18日(金)
7月	平成30年6月8日(金)	平成30年6月20日(水)
8月	平成30年7月10日(火)	平成30年7月20日(金)
9月	平成30年8月10日(金)	平成30年8月20日(月)
10月	平成30年9月10日(月)	平成30年9月20日(木)
11月	平成30年10月10日(水)	平成30年10月19日(金)
12月	平成30年11月9日(金)	平成30年11月20日(火)
1月	平成30年12月10日(月)	平成30年12月20日(木)
2月	平成31年1月10日(木)	平成31年1月18日(金)
3月	平成31年2月8日(金)	平成31年2月20日(水)

※小城市外の保育園を希望されている方は、保育園の所在する市町の広域協議受付期限がありますので、上記の「申請受付期限」より早くなる場合があります。又「結果通知発送予定日」につきましても、保育園の所在する市町からの回答後となりますので、上記の「結果通知発送予定日」より遅れる場合があります。

③支給認定申請・施設利用申込みに必要な書類

1. 平成30年度 支給認定申請書 兼 施設利用申込書（児童ごと）
2. 保育の必要性を証明する書類（以下の中で該当するものを提出）

保育が必要な理由	必要書類
仕事をしている（月60時間以上）	就労証明書
疾病・障がいのため、保育が困難な状態	診断書または障害者手帳（写）等
同居の親族等の介護・看護をしている	介護（看護）状況申立書・診断書や介護保険被保険者証（写）等
出産をする（出産予定日の前後8週を含む月初めから月末まで）	母子手帳（写） （母の氏名および出産予定日が分かるページ）
職業訓練校や専門学校等に通っている	在学証明書およびカリキュラムが分かるもの
仕事を探している	求職活動申立書

3. 保育園・認定こども園入所に関する確認票
4. 児童の保育・健康状況（児童ごと）
5. 保育料の算定に必要な書類（P8の④を参照してください。）

3.保育料について

①保育料の算定方法について

保育料は、市町村民税の所得割額を用いて決定します。

保育料算定の基礎となる市町村民税額は、基本的に父母の市町村民税の所得割額の合計額となります。父母の年収がともに103万円未満の場合は、同居の扶養義務者（祖父母等）の市町村民税等により保育料を算定します。

婚姻や離婚、祖父母等との同居や別居等世帯の状況に変更があった場合は、保育料が変更となる可能性があります。婚姻や祖父母との同居についてはその事実発生の翌月から、離婚や祖父母との別居の場合は保育幼稚園課への届出の翌月から適用となります。世帯状況に変更があった場合は、必ず保育幼稚園課までご連絡ください。

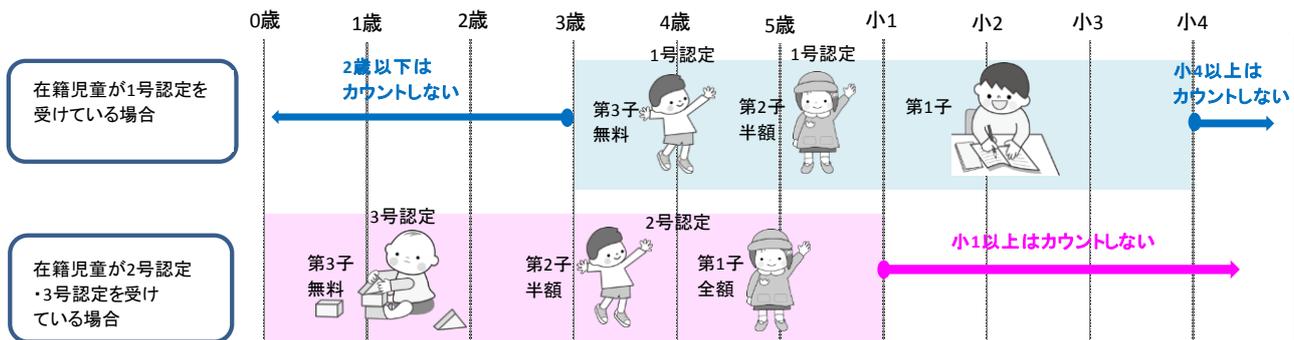
なお、具体的な保育料の額については、P9の上段【保育認定】のとおりです。

②保育料の軽減

同一世帯において2人以上の子どもが保育施設に入所している場合は、在籍している児童の認定区分により軽減内容が変わります。

- ・在籍児童が1号認定を受けている場合

年少から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる時に最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。



- ・在籍児童が2号認定・3号認定を受けている場合

小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる時に最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※どちらの場合も就学前の子どもは認定を受けて対象施設を利用していることが条件になります。

ただし、1号認定においては、C階層の場合は兄弟の年齢にかかわらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。また、B階層においては、最年長の子どもから順に1人目は全額、2人目以降は0円。2号認定においては、C階層からD1階層の一部（市町村民税57,700円未満）は兄弟の年齢にかかわらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円となります。また、B階層においては、2人目以降は0円。

ひとり親等世帯は、教育認定の場合はB階層からC階層においては、1人目はP9（小城市保育料基準表）の各階層の下段の額、2人目以降0円。

保育認定においては、B階層からD2階層の一部（市町村民税77,100円以下）は、1人目はP9（小城市保育料基準表）の各階層の下段の額、2人目以降0円。（兄弟の年齢制限なし）

③保育料の切り替え時期

毎年9月が保育料の切り替え時期になります。

4月 5月 6月 7月 8月 **9月** 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市町村税額に基づく保育料	当年度の市町村民税額に基づく保育料
------------------	-------------------

※平成30年度の途中に満3歳児となり、認定区分が3号認定から2号認定へ変更になった場合でも、平成30年度中の保育料は変わりません。

④保育料の決定に必要な書類について

家庭の状況	必要書類
ひとり親家庭の場合	「児童扶養手当証書（写）」または「ひとり親家庭等医療受給資格者証（写）」
同居の親族の中に障がい者等がいる場合	「障害者手帳（写）」または「療育手帳（写）」
兄弟が私学助成の幼稚園や特別支援学校の幼稚部等又は児童発達支援等の制度を利用している場合	在学証明書
離婚調停中の場合	離婚調停中を証明する公的な書類（裁判所からの証明または期日呼出状）
平成29年1月1日に小城市に居住していなかった場合	・H29年度市町村民税課税証明書（前住所地で取得） （所得金額及び課税額の記載のある証明書のみ有効） 寄付金控除等を受けられている方は上記証明書以外に市町村民税の決定通知が必要です。
平成30年1月1日に小城市に居住していなかった場合	・H30年度市町村民税課税証明書（前住所地で取得） （所得金額及び課税額の記載のある証明書のみ有効） 寄付金控除等を受けられている方は上記証明書以外に市町村民税の決定通知が必要です。

⑤保育料の納付について

【認可保育園】所定の保育料を本市に納付していただきます。

1. 納期限：月末（月末が土日祝日の場合は翌営業日）
2. 納付方法：口座振替払いまたは納付書（毎月中旬に配布予定）払い

《口座振替の手続きについて》

入所の決定後に市内指定口座の金融機関、保育幼稚園課に備えている「小城市税等口座振替依頼書」にご記入のうえ、直接金融機関にご提出ください。

※保育料が納期限後に未納となっている場合には、児童手当からの徴収や給与等の差し押さえを行うことがあります。

【認定こども園】認定こども園に入所される場合は、保育料は入所される施設にお支払いいただくこととなります。お支払いの方法等については、各施設にご確認ください。

平成29年度 小城市保育料基準表

【保育認定(2号・3号認定)】(保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業)

階層	入所児童の属する世帯の階層区分	保育料の額(月額)					
		3歳未満標準時間	3歳未満短時間	3歳児標準時間	3歳児短時間	4歳以上標準時間	4歳以上短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯 (母子・父子世帯等)	9,000 (0)	9,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)
C	市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (母子・父子世帯等)	19,500 (9,000)	19,300 (9,000)	16,500 (6,000)	16,300 (6,000)	16,500 (6,000)	16,300 (6,000)
D 1	57,700円未満 ※多子軽減撤廃ライン (母子・父子世帯等)	25,000 (9,000)	24,600 (9,000)	21,000 (6,000)	20,600 (6,000)	20,500 (6,000)	20,100 (6,000)
	72,800円未満 (母子・父子世帯等)	25,000 (9,000)	24,600 (9,000)	21,000 (6,000)	20,600 (6,000)	20,500 (6,000)	20,100 (6,000)
D 2	77,101円未満 (母子・父子世帯等)	30,000 (9,000)	29,600 (9,000)	25,000 (6,000)	24,600 (6,000)	24,000 (6,000)	23,600 (6,000)
	97,000円未満	30,000	29,600	25,000	24,600	24,000	23,600
D 3	133,000円未満	40,000	39,400	29,000	28,500	25,500	25,100
D 4	169,000円未満	44,500	43,800	31,000	30,500	25,800	25,400
D 5	301,000円未満	51,000	50,200	32,000	31,500	26,000	25,500
D 6	397,000円未満	62,000	61,000	34,000	33,400	28,000	27,500
D 7	397,000円以上	73,000	71,800				

※保育認定の保育料は保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)の2つの区分に分かれます。

※年齢区分は当年度4月1日での年齢となります。

【教育認定(1号認定)】(幼稚園、認定こども園)

階層	入所児童の属する世帯の階層区分	保育料の額(月額)	
		小城市立	私立
A	生活保護世帯	0	0
B	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む) (母子・父子世帯等)	3,000 (0)	3,000 (0)
C	市町村民税所得割課税額 77,100円以下 (母子・父子世帯等)	6,000 (2,500)	14,100 (3,000)
D 1	211,200円以下	8,000	19,200
D 2	211,201円以上	10,000	24,500

※新制度に移行しない幼稚園は、従来どおり各園が定める保育料となります。

【保育認定】

- ①小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に第2子は半額、第3子以降は0円。
- ②市町村民税所得割額が57,700円未満の場合は①に関わらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。また、B階層においては、2人目以降は0円。
- ③ひとり親等世帯は、市町村民税所得割額77,101円未満(B階層からD2階層の一部)の場合は①に関わらず、最年長の子どもから順に1人目は各階層の下段の額、2人目以降0円。

【教育認定】

- ①小学校3年生までの範囲で、最年長の子どもから順に第2子は半額、第3子以降は0円。
 - ②市町村民税所得割額が教育認定77,100円以下(C階層)の場合は①に関わらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。また、B階層においては、最年長の子どもから順に1人目は全額、2人目以降は0円。
 - ③ひとり親等世帯は、市町村民税所得割額77,101円未満(B階層からC階層)においては、①に関わらず、最年長の子どもから順に1人目は各階層の下段の額、2人目以降0円。
- ・4月から8月は前年度の市町村民税、9月から3月は当年度の市町村民税に基づき算定。

4.入所後の手続きについて

①支給認定区分や認定内容の変更、取消等

家庭状況等に変更が生じた場合は、手続きが必要です。速やかに保育幼稚園課に連絡し、必要な手続きを行ってください。

- ・ 子ども・保護者の氏名・住所変更
- ・ 婚姻・離婚による世帯員の増減
- ・ 祖父母との同居・別居等による世帯員の増減
- ・ 保護者の勤務先変更（退職）
- ・ 妊娠・出産
- ・ 育児休業の取得

保育の必要性の事由に該当しなくなった場合には、保育認定を取り消される場合や、必要性の事由の変更によっては保育の必要量が増えたり減ったりする場合がありますので、変更がありましたら、速やかにお手続きください。

また、認定区分等に変更があった場合は、新しい「支給認定証」を交付しますので、旧支給認定証は返却してください。H30年度の途中に誕生日を迎え満3歳児となられるお子さんは、自動的に認定区分が3号認定から2号認定へ切り替わり、新しい「支給認定証」をお渡ししますので、旧支給認定証はご返却いただくようお願いいたします。

※満3歳児となり、認定区分が3号認定から2号認定へ変更になった場合でも、平成30年度中の保育料は変わりません。

②支給認定証の認定期間について

支給認定証には有効期限があり、3号認定では満3歳の誕生日を迎える前々日まで、2号認定では就学前までとなっております。

ただし、保育を必要とする理由によっては有効期限が短く（求職活動の方は入所日から3カ月、出産の方は予定日より8週を経過する月末まで）となっており、有効期限を過ぎた認定証に効力はなく、また施設の利用もできなくなります。

③退所について

ご都合により、退所をする場合には、速やかに退所届の提出が必要です。退所日は原則として、月末となります。提出がなかったり、遅れた場合には、実際に利用したか否かにかかわらず保育料が発生する場合がありますので、速やかにお手続きをしていただきますようお願いいたします。

また、保育施設の利用中に無断または特別な理由がなく、長期間（おおむね1か月以上）利用しなかった場合には、支給認定の有効期間中であっても、利用決定を取り消す（退所となる）ことがありますので、ご注意ください。

5. 小城市内の保育施設

①認可保育園

施設名	定員	所在地	開所時間		電話番号	
			標準時間	短時間		
市立	三里保育園	小城町栗原 1240 番地	7:30~18:30 (延長: ~19:00)		73-3338	
			7:30~18:30	8:00~16:00		
	小城保育園	小城町畑田 44 番地	7:30~18:30 (延長: ~19:00)		72-4307	
			7:30~18:30	8:00~16:00		
	砥川保育園	120	牛津町上砥川 1413 番地 1	7:30~18:30 (延長: ~19:00)		66-0562
				7:30~18:30	8:00~16:00	
私立	たちばな保育園	三日月町久米 1200 番地	7:00~18:00 (延長: ~19:00)		73-2782	
			7:00~18:00	8:00~16:00		
	さくら保育園	120	三日月町長神田 1170 番地 1	7:00~18:00 (延長: ~19:00)		73-7272
				7:00~18:00	8:00~16:00	
	おひさま保育園	46	三日月町堀江 465 番地 12	7:00~18:00 (延長: ~19:00)		72-7707
				7:00~18:00	8:00~16:00	
	いわまつ保育園 (仮称)	125	小城町岩蔵 1941 番地 4	7:30~18:30 (延長: ~19:00)		37-6109 (保育幼稚園課)
				7:30~18:30	7:30~18:30	



②認定こども園（保育園と幼稚園の機能を兼ね備えた施設）

施設名	2,3号 定員	所在地	開所時間		電話番号
			標準時間	短時間	
小城ルーテルこども園	170	小城町 170 番地 2	7:00~18:00 (延長: ~19:00)		72-3221
			7:00~18:00	8:00~16:00	
牛津ルーテルこども園	80	牛津町牛津 563 番地	7:00~18:00 (延長: ~19:00)		66-0347
			7:00~18:00	8:00~16:00	
牛津こどもの森	110	牛津町柿樋瀬 324 番地 4	7:30~18:30 (延長: ~19:00)		63-8848
			7:30~18:30	8:00~16:00	
あしかりこども園	110	芦刈町三王崎 327 番地 2 2	7:00~18:00 (延長: ~19:00)		66-4836
			7:00~18:00	8:00~16:00	

③小規模保育施設

小規模保育施設とは、少人数の子どもを預かる保育施設で、0歳児～2歳児の子どもが対象です。市が定める認可基準を満たした施設が「小規模保育施設」として認可されます。

認証保育施設名	所在地	電話番号
みどり保育園	小城町松尾 4509 番地 10	72-6022

④認証保育施設

認証保育施設とは認可外保育施設で佐賀県が独自に設定した「佐賀県認証保育施設基準」を満たした施設のことです。

認証保育施設名	所在地	電話番号
牛津託児所	牛津町柿樋瀬 1075 番地 6	66-1406

※申込みは、直接認証保育施設へお願いします。

※事業所内の保育施設は記載しておりません。

入所申込みの前に必ずお読みください

- 保育施設により、保育方針や取り組みはさまざまです。希望される保育施設を実際に見学してから、申込みを行ってください。
- 保育施設は複数ご記入いただけますが、全て記入していただく必要はありません。通勤時間等を考慮し、入所が可能な範囲内で記入するようにしてください。
- 求職活動中の方は、認定期間（保育の利用可能期間）が認定開始から90日を経過する日の月末までです。その期間内に就労できなかった場合は、保育施設の利用ができなくなります。
- 出産により申込む方の認定期間は出産予定日の前後8週を含む月初めから月末までです。期間満了後は保育施設の利用ができなくなります（育児は保育が必要な事由とはなりません）。